

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和5年2月7日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県西部総合事務所で使用する電気の供給

予定使用電力量（供給期間総計）1,871,000キロワット時

予定使用電力量は、令和4年1月から同年12月までの使用実績に今後の増加見込みを加算して算出したものであり、天候等により変動することがある。

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 供給期間

令和5年6月1日から令和7年5月31日までとする。ただし、令和6年度以降において、本件調達に係る予算が減額され、又は成立しなかった場合には、契約の全部又は一部を解除できるものとする。

(4) 供給場所

米子市糀町一丁目160 鳥取県西部総合事務所

(5) 入札方法

入札金額は、消費税及び地方消費税を含めた金額とし、入札説明書に従って算出した供給期間総合計金額を記載すること。

なお、この調達は単価契約によるものであり、落札金額が契約金額とはならないので注意すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分がその他の委託等のその他に登録され、かつ、その営業内容に電力供給又はそれに類する業務を含んでいる者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和5年2月17日（金）正午までに4の(2)場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

(3) 令和5年2月7日（火）から同年3月23日（木）（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 令和5年2月7日（火）から同年3月23日（木）（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（競争入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

(5) 令和5年3月3日（金）において、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

(6) 令和5年3月3日（金）において、鳥取県電力の調達に係る環境配慮方針（平成28年12月14日付第201600115735号）第5条に定める入札参加資格要件を満たしている者であること。

(7) 令和2年4月1日以降に国若しくは地方公共団体又はその他法人の施設を管理する者が発注した、予定

契約電力量241キロワット以上又は年間予定使用電力量467,750キロワット時以上の電気の供給を12月以上継続して履行した実績を有する者であって、入札説明書別添「鳥取県西部総合事務所で使用する電気の供給仕様」（以下「仕様書」という。）の4に記載された電気の供給条件を満たすことができるものであること。

3 契約担当部局

鳥取県西部総合事務所県民福祉局総務室

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び調達案件の仕様に関する担当部局

〒683-0054 米子市糀町一丁目160

鳥取県西部総合事務所県民福祉局総務室

電話 0859-31-9672

電子メール seibu-kenminfukushi@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書等の交付方法

入札説明書等は、令和5年2月7日（火）から同年3月3日（金）までの間にインターネットの鳥取県西部総合事務所ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/s-sougou/>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和5年2月7日（火）から同年3月3日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

（1）に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、（1）の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年3月23日（木）午後1時30分（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月22日（水）午後5時までとする。）

イ 場所

〒683-0054 米子市糀町一丁目160

鳥取県西部総合事務所第15会議室（新館2階）

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、入札者名及び入札金額を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

なお、封筒には必ず本件調達案件名称及び入札者の商号又は名称を記入すること。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類（以下「事前提出資料」という。）を、4の（1）の場所に令和5年3月3日（金）午後5時までに郵便等又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに事前提出資料を提出しない者は、本件入札に参加することができない。

(3) 入札者は、事前提出資料に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として仕様書に示す予定契約電力、予定使用電力量及び予定力率に応じた各月電気料金の供給期間総合計金額を2で除した金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格を有しない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び調達手続特例規則、会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(3) 契約書作成の要否等

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した電気の供給ができると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 鳥取県議会令和5年2月定例会において本件業務に係る予算が成立しなかった場合は、開札を行わない。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Electricity for the Tottori Prefectural Government Seibu Regional Office. 1,871,000kWh

(2) March 3, 2023 5:00 PM: Time-limit for the submission of documents for qualification confirmation

(3) March 23, 2023 1:30 PM: Time-limit for the submission of tenders

March 22, 2023 5:00 PM: Time-limit for the submission of tenders by registered mail

(4) Contact point for the notice: General Affairs Office, Citizen Welfare Bureau, Seibu Regional Office, Tottori Prefectural Government, 1-160 Kouji-machi, Yonago-shi, Tottori 683-0054, Japan
TEL 0859-31-9672